

令和2年4月21日

「新型コロナウイルス関連の感染症対策について」
(続報・授業目的公衆送信補償金制度、学校再開等に関するQ & A)

4月20日、文部科学省の専修学校教育振興室は各都道府県等専修学校・各種学校担当に2点の情報共有事項等をメールにて送信し、それぞれ各学校等への周知を依頼しました。それぞれ各学校等への周知の依頼内容は以下のとおりです。

1.【情報共有】授業目的公衆送信補償金制度について(各都道府県等、各学校向け)

教育の情報化に対応した「授業目的公衆送信補償金制度」は、著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)で令和3年5月24日までに施行するとされていますが、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う遠隔授業等のニーズに対応するため、早期施行(4月28日施行)になります(暫定的な運用:令和2年度に限り、補償金額を特例的に「無償」として認可申請を行うこと)。

具体的に、令和2年3月25日付事務連絡(文化庁)により、指定管理団体である一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)に対して制度開始に向けた所要の手続きを進めるよう要請し、SARTRASが迅速かつ真摯に検討した結果、教育機関での円滑な著作物利用に配慮するため、令和2年度に限った緊急かつ特例的な対応として、補償金額を無償とする認可申請を行うことになりました。

(SARTRAS:「授業目的公衆送信補償金制度」補償金の「無償」関連資料)

<https://sartras.or.jp/archives/20200406/>

4月16日、権利者・教育関係者・有識者で構成される「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」にて、授業目的公衆送信補償金制度に関する運用方針及び改正著作権法第35条運用指針等が取りまとめられました

(SARTRAS:「改正著作権法第35条運用指針(令和2(2020)年度版)」資料)

<https://forum.sartras.or.jp/info/004/>

本件について、所轄又は所管の専修学校・各種学校に周知をお願いします。

(参考:授業目的公衆送信補償金制度の概要)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_14.pdf

2.【参考情報】新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ & Aの更新(各都道府県等、各高等専修学校、生徒向け)

3月9日、「一斉臨時休業に関するQ & A」がさらに更新されましたのでお知らせします。

本件について、参考情報として所管又は所轄の高等課程を置く専修学校に周知をお願いします。

(学校再開等に関するQ & A)

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00003.html

なお、ご連絡しています文部科学省からの情報（通知、事務連絡等）は、会員校の管理者、教職員にしっかり情報共有されるよう、周知のご対応をお願いします。

また、学生生徒・教職員の感染者や濃厚接触者の情報（3月31日依頼）、休業情報（2月27日依頼）、専門学校の新学期開始状況等の調査（4月3日依頼）は、所轄庁である各都道府県等専修学校・各種学校担当あるいは専修学校教育振興室に連絡ください。

ただし、夜間や休日に緊急の情報提供・相談がある場合に限り、以下の専修学校教育振興室の公用携帯まで連絡ください。

x9j1d6k7f54dp6xfqw8z@docomo.ne.jp

070-4408-6855

なお、今後も文部科学省から、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合があります。

以上